

働きながら奨学金を返還する 宮崎の将来を担う若者を 支援していただませんか！

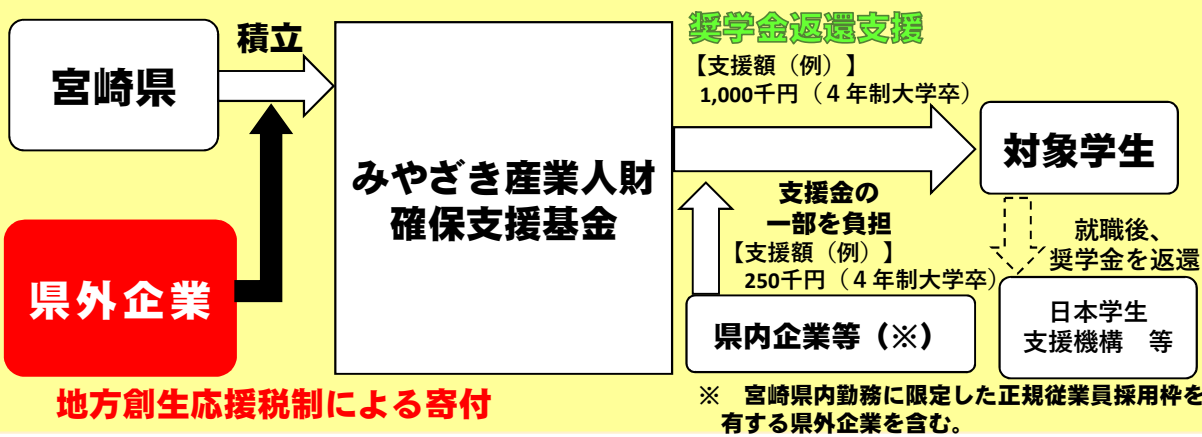
【事業概要】

- 1 支援対象奨学金
日本学生支援機構奨学金
宮崎県育英資金
宮崎県奨学会奨学金
- 2 支援対象者
(学歴)
大学院、大学、短期大学、
高等専門学校又は専修学校
専門課程
(学部・学科)
限定しない
※既卒者も対象
(対象業種)
公務員を除く全業種
- 3 支援期間
平成30～43年度(最長)
※320名の学生等を支援

【寄附対象事業のご案内】

「ひなた創生のための奨学金返還支援事業」

今後の地域や産業の担い手を確保し、宮崎県の経済の活性化による真の地方創生の実現を図るため、宮崎県内企業に就職した大学生等の奨学金の返還を支援する事業です。



『地方創生応援税制』について

国の認定を受けた県の地方創生に関する事業へ寄附をすることで、既存の損金算入措置(約3割)に加え、新たに寄附額の3割の税額控除が受けられる、平成28年度にスタートした「**企業による地域支援を後押しする新しい制度**」



- 1 社会貢献による企業のイメージアップ！
- 2 寄附に伴う税負担の軽減効果が2倍に！
- 3 少額寄附(下限10万円)にも対応！

【窓口】

宮崎県総合政策課 地方創生推進担当 TEL:0985-26-7115 FAX:0985-26-7331

E-mail : sogoseisaku@pref.miyazaki.lg.jp

宮崎県産業政策課 産学官連携推進担当 TEL:0985-26-7967 FAX:0985-26-0047

E-mail : sangyoseisaku@pref.miyazaki.lg.jp

宮崎県東京事務所 TEL:03-5212-9007 FAX:03-5215-5180

E-mail : myz-tokyo@pref.miyazaki.lg.jp